

笠岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

策定 平成28年10月 4日

改正 令和 4年 3月 8日

改正 令和 5年3月 7日

笠岡市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられたところです。

笠岡市においては、笠岡湾干拓を中心とする平地部と、その他大部分を占める中山間地域とが混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められています。

特に、中山間では不整形なほ場での稲作を中心としている地域が多く、耕作不利を原因とした遊休農地の増加が懸念されており、その発生防止・解消に努めていく必要があります。また、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があります。

このような観点から、地域の強みを活かしつつ、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、笠岡市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定めるものです。

なお、この指針は改正基盤法第5条第1項に規定する岡山県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する笠岡市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行ないます。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとします。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地の発生防止及び解消について、単年度毎に「適化活動の目標の設定等」を定め、その実現に努めてきます。3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期にあわせた中間年に、これまでの実績を踏まえて見直しを行っています。

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
開始年の現状 (平成 28 年 10 月)	3,848ha	441.5ha	11.47%
中間年の現状 (令和 4 年 3 月)	3,770ha	269.8ha	9.87%
目標 (令和 7 年 3 月)	3,770ha	200.0ha	5.31%

注1：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○ 農業委員と推進委員による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図ります。調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施します。

なお従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施します。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行います。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。

② 農地中間管理機構との連携について

○ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行います。

③ 耕作放棄地について

○ 利用状況調査によって耕作放棄地に区分された農地については、農業委員と推進委員による指導を行っていきます。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

1と同様に、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期にあわせた中間年に、これまでの実績を踏まえて見直しを行っています。

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
開始年の現状 (平成 28 年 3 月)	3,848ha	513ha	13.3%
中間年の現状 (令和 4 年 3 月)	3,770ha	756ha	20.1%
目標 (令和 7 年 4 月)	3,770ha	800ha	21.2%

注1：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域，平地農業地域，中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは，地域ごとに記述する。

【参考】

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手	
		認定農業者 (経営体数)	認定新規就農者 (新規認定された人数累計)
開始年の現状 (平成 28 年 3 月)	401 (34)	122	—
中間年の現状 (令和 4 年 3 月)	301 (19)	90	2
目標 (令和 7 年 4 月)	301 (19)	90	2 (4)

注1：総農家数，主業農家数は農林業センサスにより記入

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

○ 農業委員会として，人と農地の問題を解決するため，10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに取組みます。

② 農地中間管理機構等との連携について

○ 農業委員会は，市町村，農地中間管理機構，農協等と連携し，農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地，経営の廃止・縮小を希望する高齢化した農家等の農地，利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い，農地中間管理事業の活用を検討するなど，農地の出してと受け手の意向を踏まえたマッチングを推進していきます。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ，担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確認することができない農地については，公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し，農地の有効利用に努めます。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

1と同様に、中間年を迎えての見直しを行い、新規参入者数（個人）及び新規参入数（企業）を以下のとおり修正します。

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入数（企業） （新規参入する企業の賃貸借面積）
開始年の現状 （平成28年3月）	—	—
中間年の現状 （令和3年4月）	1 （0.6ha）	1 （1ha）
目標 （令和7年3月）	2 （1.0ha）	2 （2ha）

(2) 新規参入者の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（企業を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施についても検討していきます。

② 新規就農フェア等への参加について

- 市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備します。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手に確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図ります。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担っていきます。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

笠岡市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、笠岡市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力